

～安八町内に住宅を取得された方へ～

# 安 八 町

## 定住促進住宅取得助成金制度

第10期（令和6年1月1日～令和6年12月31日）版



### 【問い合わせ先】

安八町役場 まちづくり推進課

(安八町氷取 161 TEL : 0584-64-7112)



## 安八町定住促進住宅取得助成金制度について

安八町では、東京圏等への人口流出に歯止めをかけ、町外からの移住を促進し、定住人口の増加を図ることを目的とした、安八町定住促進助成金制度を平成27年度に創設しました。

町内に住宅を取得した方に助成金を交付します。(要申請)

### [事業期間]

○第10期            令和6年1月1日 ~ 令和6年12月31日

### [申請期間]

○第10期            令和6年4月1日 ~ 令和6年12月31日

### [申請・交付対象者]

次の4つの要件をすべて満たしている方が対象です。

- ①住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に登録され、安八町内に令和6年1月1日以降、住宅の所有権の取得または工事引き渡しを完了した住宅の所有者。
- ②居住する世帯全員に町税等の滞納がない方。(交付決定時に調査あり)  
※町外申請者で安八町への町税等の納付実績がない場合は、居住する世帯全員に前居住地における税金等の滞納がない方。
- ③居住する世帯員全員が安八町暴力団排除条例(平成24年安八町条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でない方。
- ④この制度による助成を受けたことがない方。

※申請については、住宅の所有権を取得した日または工事引き渡しを受けた日以後の最初の12月31日までに安八町定住促進住宅取得助成金交付申請書兼請求書[様式第1号(第5条関係)]の提出が必要です。

ただし、12月中に住宅の所有権を取得した方または工事引き渡しを受けた方に限り、2月15日までを申請期間とします。

※二世帯住宅にあっては、住宅1棟を申請の対象とし、その二世帯住宅に住民登録がある二世帯の方が助成加算金の対象となります。

なお、申請に係る手続き等の諸条件は上記と同様とします。

※離れ屋にあっては、住宅の要件を満たしたものを申請の対象とし、住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に登録されている方のうち実際にその離れ屋で居住している方が助成加算金の対象となります。

## 助成金の申請から交付までの流れ

### 住 宅 を 取 得

#### ①助成金の交付申請（申請者 → 町）

『安八町定住促進住宅取得助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）』と以下の書類を安八町まちづくり推進課へ提出してください。

①**世帯全員の住民票**（申請時において証明（発行）日から3か月以内のもの）

申請時に住民基本台帳法に基づく住民登録がある方のうち、実際には申請新築家屋で居住していない方は本助成金交付制度における加算金の対象にはなりません。

②**誓約書（様式第2号）**

③**住宅の工事請負契約書 または 売買契約書等のコピー**

④**居住用面積及び住宅要件（台所・便所・浴室・居室）が確認できる書類のコピー**（建物平面図等）

⑤**【建物の登記をした場合】**

建物の登記事項全部証明書のコピー

**【建物の登記をしない場合】**

住宅の取得年月日のわかる書類のコピー（引渡日の記載のある書類〔家屋引渡書〕等）

⑥**振込先口座報告書（様式第3号）**

⑦**【建物の所有が共有名義である場合】共有名義者同意書（様式第4号）**

⑧**【町外申請者】戸籍の附票**

⑨**【町外申請者（安八町への町税等の納付実績が無い場合）】**

居住する全員の転入前の市町村が発行した市町村税完納証明書

⑩**その他町長が必要と認める書類**

◆上記書類の取得にかかった費用につきましては申請者負担であることを了承のうえ申請してください。

◆申請受付後、申請書の写し（受付印有）を必ず係の者から受け取ってください。

#### ② 交付決定（町 → 申請者）

審査の結果、申請の内容が適当と認められた場合、交付額を決定し、『安八町定住促進住宅取得助成金交付決定通知書』を申請者に送付します。

なお、町税等の滞納がある場合は助成金の交付は認められません。

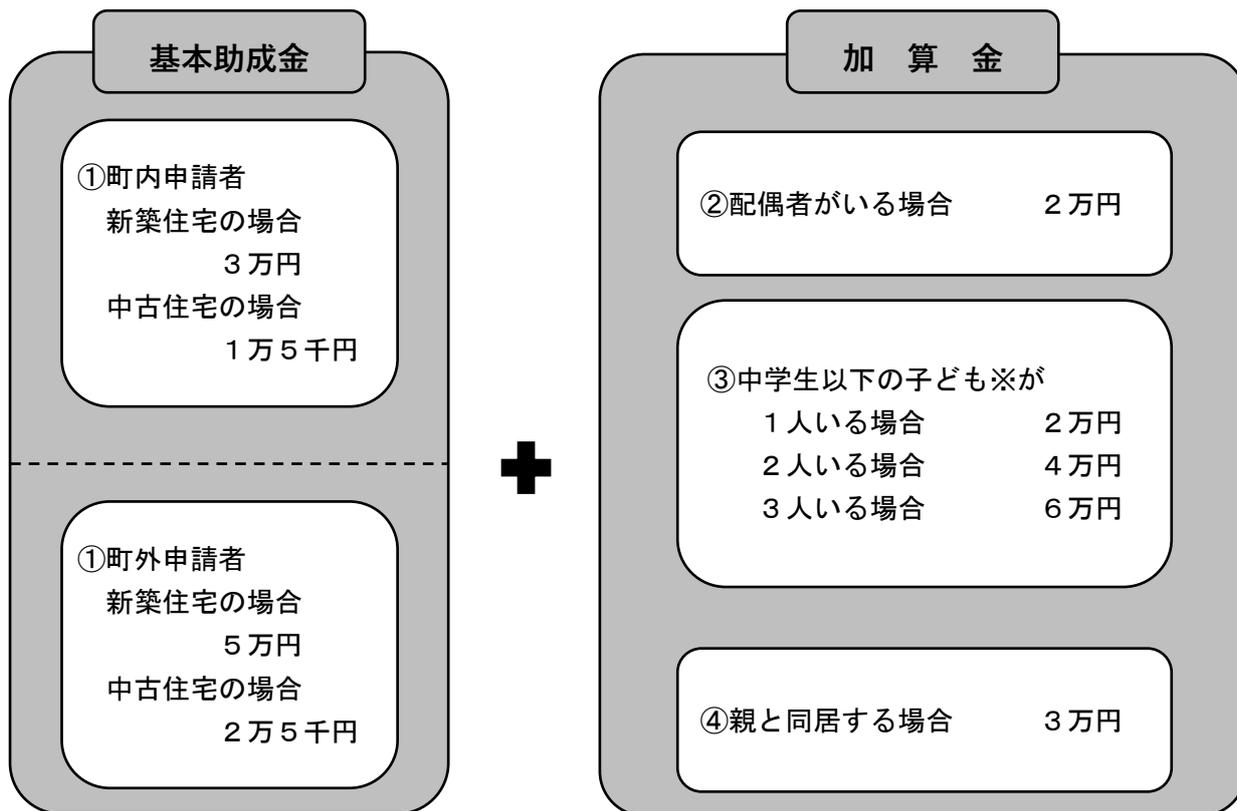
#### ③助成金の交付（町 → 交付決定者）

指定された口座に助成金を振り込みます。

## 助成金の算出方法

$$[\text{助成金}] = [\text{基本助成金}] + [\text{加算金}]$$

住宅を取得された方



※中学生以下の子どもの加算金については、家を取得した日を基準日とします。なお、基準日以降の出生等による増減は認めません。

この助成金は、所得税法における一時所得に該当します。  
税金の申告については、税務署へご相談ください。

## 【用語解説】

### (1) 住宅

台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、自己の居住の用に供する建築物（他の用途を併用している建築物で述べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供しているもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）をいう。

ただし、下記の内容は除く。

- ①別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等の営利を目的とするもの
- ②相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得したもの
- ③公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補填を受けて取得したもの

### (2) 居住

一定の住まいを定め、そこに住んで自分たちの生活を営むこと。

### (3) 新築住宅

建物登記簿の建築年月日から起算して、3年を経過していない専用または併用住宅であって、まだ人の居住の用に供していない住宅。

### (4) 中古住宅

建物登記簿の建築年月日から起算して、3年以上経過した専用住宅又は併用住宅、若しくは過去に居住の用に供したことのある住宅。

### (5) 町内申請者

住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に1年以上記載され、かつ町内に住宅を取得した方であって、住宅の所有権を取得した方、または工事引き渡しを受けた方。

なお、住宅が共有名義の場合の交付申請者は、持分割合が一番多い方とする。

ただし、持分割合が同じ場合は、本住宅の納税に係る代表者とする。

### (6) 町外申請者

安八町外から転入し住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に記載され、かつ町内に住宅を取得した方であって、転入直前の町外居住期間が1年以上かつ転入後1年を経過する日の前に住宅の所有権を取得、又は工事引き渡しを受けた方。

なお、住宅が共有名義の場合の交付申請者は、持分割合が一番多い方とする。

ただし、持分割合が同じ場合は、本住宅の納税に係る代表者とする。

### (7) 中学生以下の子ども

町内申請者及び町外申請者の子であり、申請基準日（住宅を取得した日又は引渡しを受けた日のいずれか遅い日）において、同一世帯に属する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある方をいう。

### (8) 親

町内申請者及び町外申請者の父母または配偶者の父母であって、助成金の対象となる住宅において居住を共にしている者をいう。